



大規模地震への対応

～要援護者対策に関連して～



今日の主旨

■ いろいろな立場で意見をいただいている

□ 要援護者、拠点連絡会、民生委員、町会、防災会

■ どうにも煮え切らない議論になっている。その理由

□ 大震災のイメージが共有化されていない

□ 前提の違うやりとりになっていて、互いの意図が伝わらない

■ そもそも震災をイメージするのは難しい

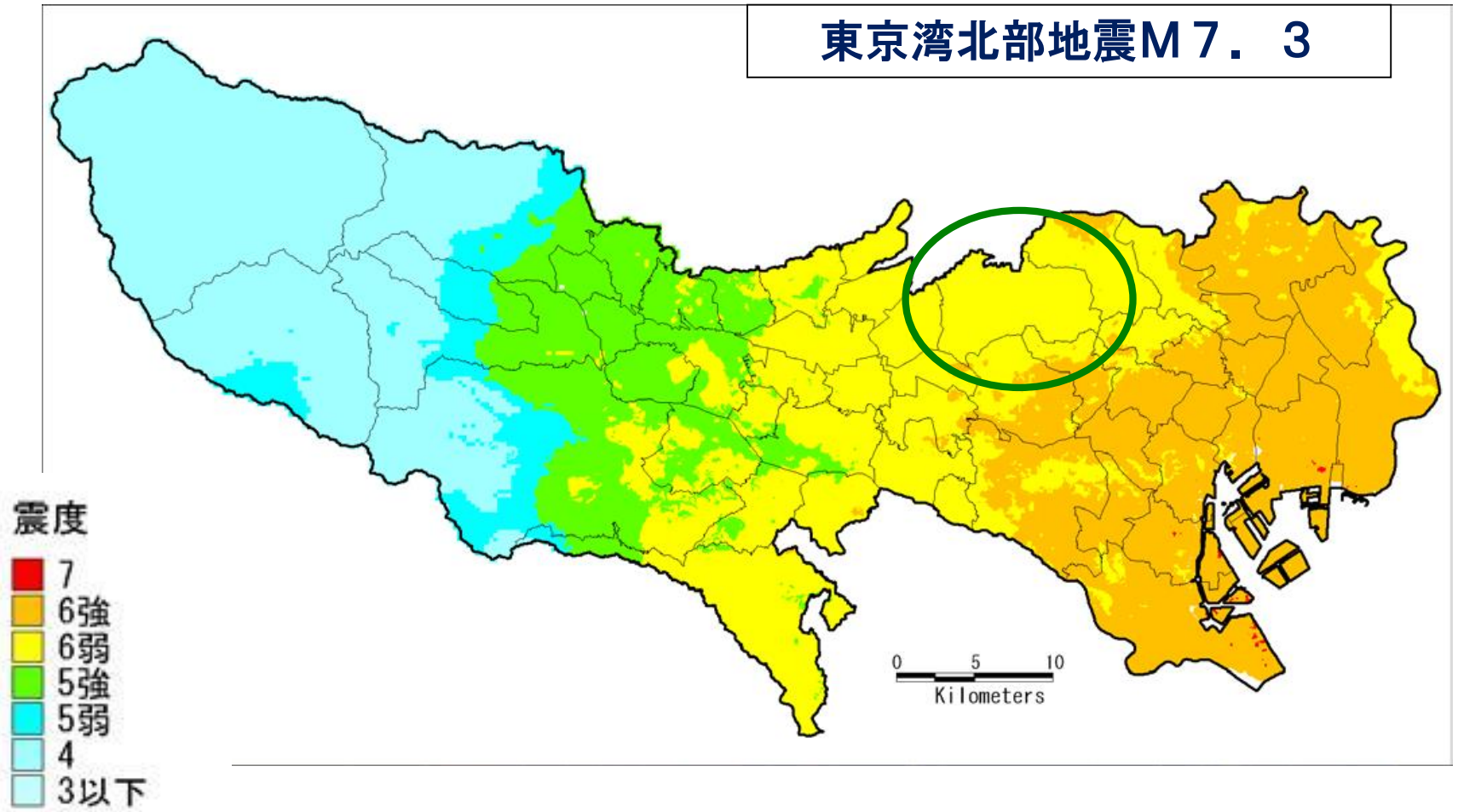
■ 今日はまず震災のイメージを共有化する

□ ただし、要援護者への対応と拠点の動きに焦点は絞る

練馬区で
想定されている被害とは

都内における震度分布の想定

東京湾北部地震M7.3



東京都防災会議地震部会発表（平成24年4月）

首都直下地震による練馬区内の被害想定

東京湾北部地震M7.3、冬の夕方18時、風速8m/秒の場合

	東京都内全体	練馬区内
震度	6弱～7 (23区内)	6弱～6強
死者	9,337人	212人(朝5時の場合)
負傷者	140,227人	5,389人(朝5時の場合)
全壊建物棟数	111,898棟	2,611棟
火災(出火件数)	754件	12件
焼失棟数 (倒壊建物を除く)	182,188棟	2,968棟
避難生活者数	2,022,111人	76,859人

「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成24年4月 東京都防災会議)より

建物倒壊等による死者：180人

負傷者：5,303人（区内被害想定の最大値）



地震火災による死者：32人（区内被害想定の最大値）



もう一度、確認すると

■死者 210人

■負傷者 5,400人

■全壊 2,600棟

■半壊 14,000棟

■火災 12件

■消失棟数 3,000棟

被災現場にいる自分をイメージしてみる

■ 自宅には要援護者がいるが、建物は無事で家族にけが人はいない。

- ◆ 隣の家は全壊し、1階はペシャンコになっている。
- ◆ 見渡すと、半壊している住宅がいくつもある。
- ◆ それほど遠くないところ黒煙がみえる。
- ◆ 防災無線放送塔から区からの呼びかけが繰り返し流れている。

共通認識に立つためのいくつかの確認

I 災害時の優先順位

→災害時には優先順位がある

II 「避難」という言葉

→いろいろな場面で使われる

III 災害弱者

災害時要援護者

避難行動要支援者

要配慮者(災害時要配慮者)

→言葉の変遷、意味

I 発災当初の優先順位①

■住民の命を守ること。このことに防災機関は全力をあげる(あげようとする)

命を守ることとは＝

- ①がれきの中から救出
- ②重傷者の搬送、治療
- ③命を守るための情報提供
- ④命を守るための安否確認と避難行動支援

発災当初の優先順位②

■命を守る活動にも優先順位がある。

例えば、消防の優先順位。消火と救出

消火 > 救出

■行政だけではなく、地域も個人も、命を守るための活動を優先する必要がある。

自助・共助の重要性

阪神・淡路大震災時

家屋の倒壊で生き埋めや建物に閉じ込められた人を誰が助けたか？

▶ 自助 ・ ・ ・ 自力で脱出

66.8 %

▶ 共助 ・ ・ ・ 家族や隣近所が救助

30.7 %

▶ 公助 ・ ・ ・ 公的機関が救助

1.7 %

Ⅱ 避難とは

■命を守るための避難

津波

堤防の決壊

延焼火災

から逃れるための避難

避難所に行く、という避難は含まれない!

■その他の「避難」

避難所へ移動する「避難」

「避難」所

「避難」生活 等

避難所へ移動する「避難」と、命を守るための「避難」が混同され、様々な誤解が・・・

避難生活者：76,859人（区内被害想定の最大値）



避難所への避難は最後の手段

避難拠点は自宅の安全が確保できない人が避難します。**自宅の安全が確認できた場合は**自宅で避難生活を送ります。



- ・ライフラインが停止している場合は、避難拠点で水や食料の配給を受け取ることができます。
- ・自宅での生活に不安がある方は、避難拠点へ。

避難が必要な場合

家屋の安全が確認できた場合は無理に避難する必要はありませんが、以下の場合は避難が必要となります。

- ① 建物が倒壊するおそれがあるとき
(避難所へ移動する避難)
- ② 近隣で火災が発生し、延焼の危険性があるとき
(命を守るための避難)
- ③ 区から避難勧告・避難指示が出されたとき
(命を守るための避難)

例えば どこで誤解するか

災害時要援護者とは の説明

- 『災害時要援護者』とは、大地震などの災害が起こった時、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方々です。「歩行が困難」「身近に支援をしてくれる人がいない」などにより、地域で孤立してしまう恐れがある方々でもあります。

Ⅲ 避難行動要支援者

■ H7阪神淡路大震災で注目された
災害弱者⇒災害時要援護者

■ H16福島新潟豪雨の教訓
災害時要援護者

※集中豪雨時における情報提供及び高齢者等の
避難支援に関する検討会（内閣府に設置）

■ 現在の法令、マニュアルでは
避難行動要支援者
要配慮者(災害時要配慮者)

大地震発生時 だれを優先するか

救出、安否確認

- 発災初期は
災害時要援護者？
- 発災初期を過ぎると
災害時要援護者を優先した対応

発災直後の安否確認・救出救護

だれが担うのか

■防災機関

■地域？

避難拠点

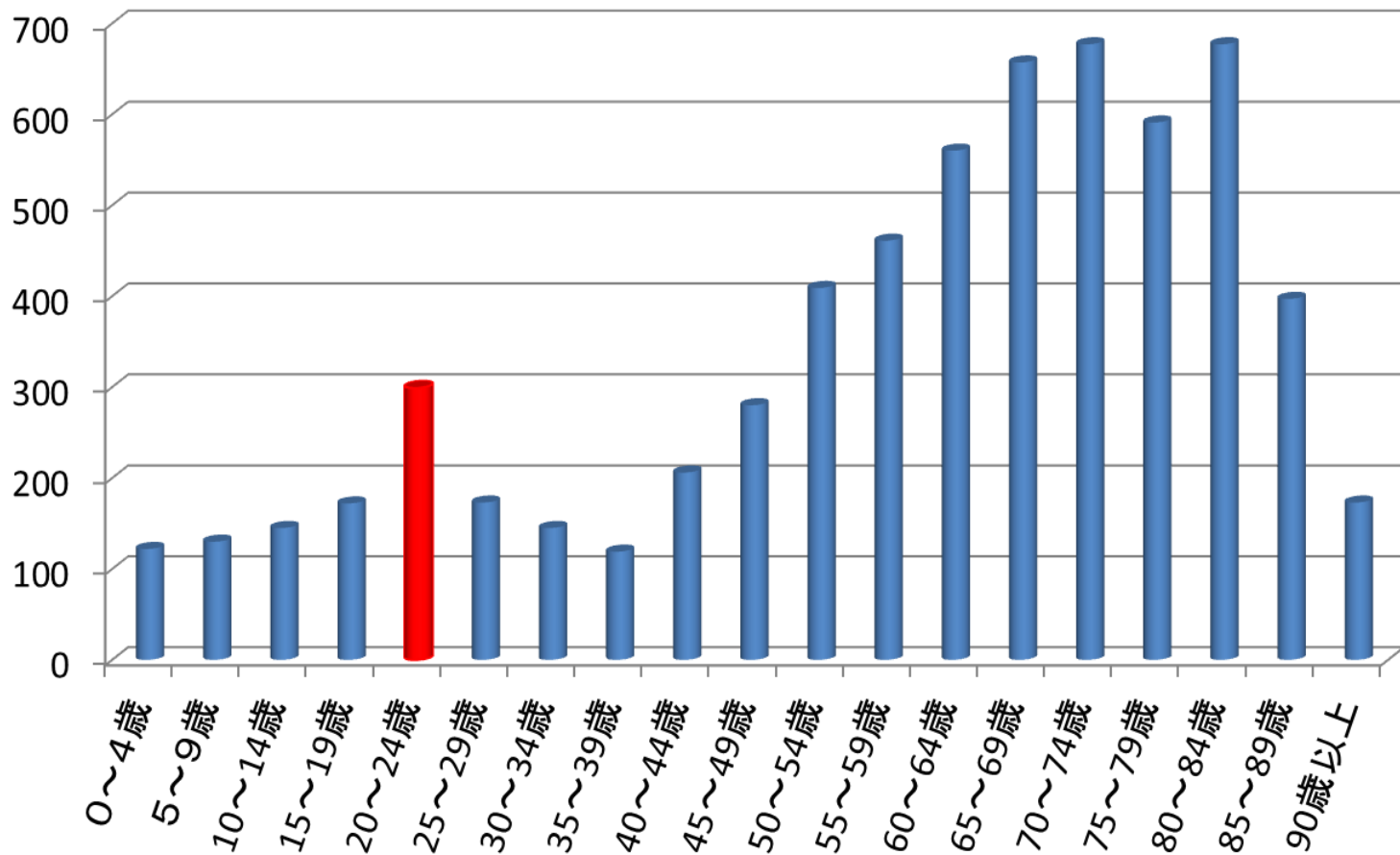
防災会

地域住民一人ひとり

～災害時要援護者対策～

大地震(大きな揺れ)に要援護者は弱いのか

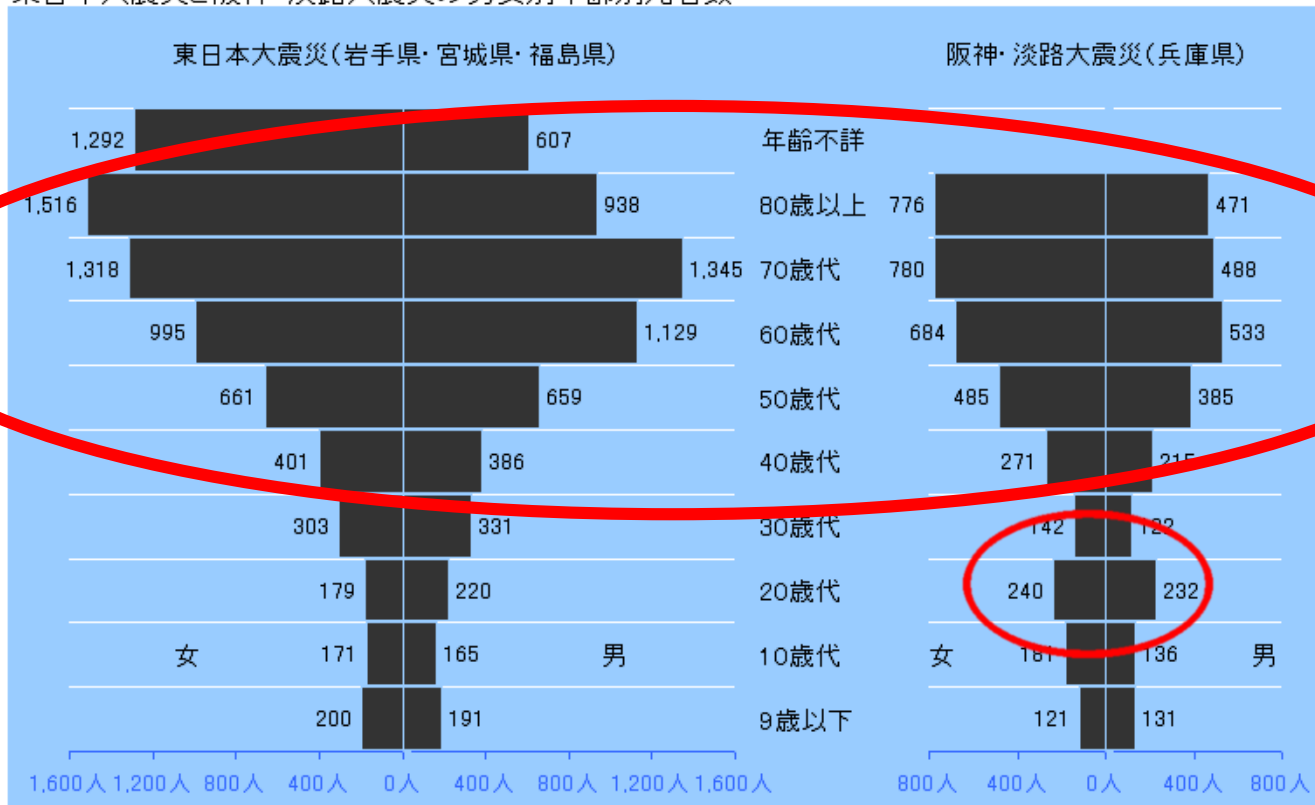
死者の年齢分布



災害時の被害状況①

全人口のうち60歳以上の割合は約30%
全死亡者のうち60歳以上の割合は約65%

東日本大震災と阪神・淡路大震災の男女別年齢別死者数



(注) 東日本大震災: 警察庁資料から内閣府作成。平成23年4月11日現在、検視等を終えている者を掲載(性別不詳128人は図から省略)。阪神・淡路大震災: 兵庫県資料(性別不詳9人は図から省略)

(資料) 平成23年版防災白書(同掲載データをもとに当図録で作図)

災害時の被害状況③ 災害関連死

圧死や焼死のような直接死でない死者

発生日		直接死	関連死
1995/1/17	阪神淡路大震災	5486	919
2004/10/23	中越地震	16	52
2011/3/11	東日本大震災	18446	3523
2016/4/14	熊本地震	50	175

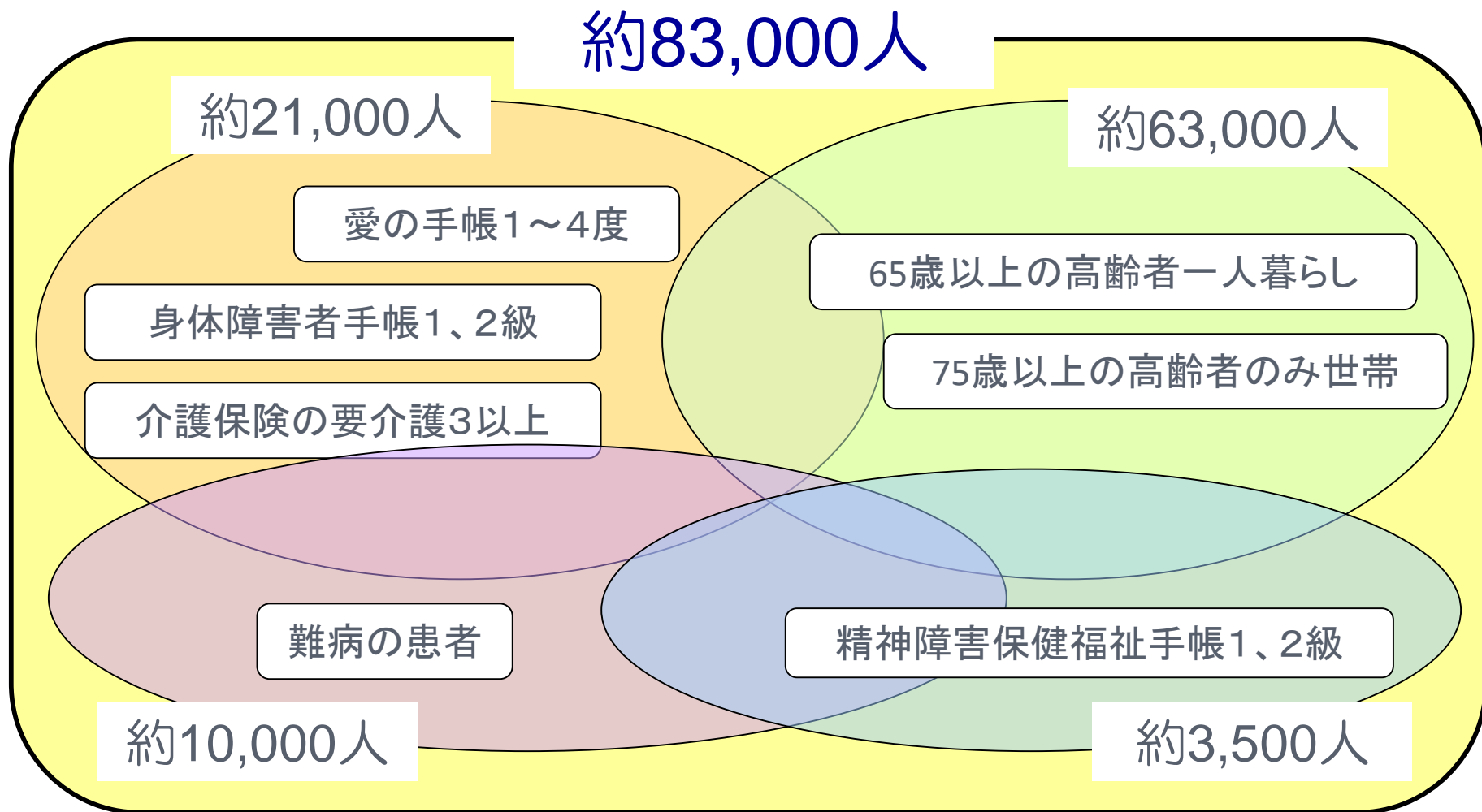
今後の援護者名簿

避難行動要支援者名簿へ

●『避難行動要支援者』とは、大地震などの災害が起こった時、自力で命を守るための避難をすることが難しく、支援を必要とする方々です。

- ①発災初期、命を守るための避難の支援活動に活用します。
 - ②一定期間経過後、様々な配慮が必要な要配慮者名簿として活用します。
- 要配慮者に対する支援は、名簿に登録していない方も対象です。避難拠点、福祉避難所だけでなく、在宅避難者も対象です。

名簿の対象となる方の見込み数



名簿登録者数 24,214人(平成29年11月現在)

～避難拠点～

避難拠点とは

避難所 + 防災拠点 = 避難拠点

練馬区立の全小中学校のこと

- 避難拠点は、震度5弱以上の地震が起きた場合に建物の安全が確認されたのち、開設されます。
- 阪神・淡路大震災の被害や避難の状況から、練馬区独自で定めた制度です。



避難拠点の6つの役割

①



水・食料の配給

②



避難生活の支援

③



復旧・復興情報の提供

④



簡単な手当て・健康相談

⑤



相談窓口を設置予定

⑥



救助などの要請

避難拠点 だれが担うのか

- 区の指定職員
- 学校の指定職員
- 避難拠点運営連絡会の皆さん
- 避難者

被害を最小限に抑えるための3本柱

自助

自分のことは
自分で守る

共助

地域のことは
地域で守る

公助

行政や防災関係機関による防災活動

すべては、

自分の身を守る

**ことから、
始まります！**